

寝屋川市多胎児家庭外出支援事業（タクシー乗車券交付）について

● 内容

多胎児の養育を行っている家庭の保護者に対し、経済的負担の軽減及び外出の困難の解消のために、大阪タクシー共通乗車券（以下、「タクシー乗車券」という。）を配布します。

※ 寝屋川市の住民基本台帳に記載されている多胎児の保護者が対象

● 配布枚数

500円 × 20枚綴のタクシー券を2冊【年間2万円分】

● 申請方法

- ・該当する家庭に寝屋川市から「タクシー乗車券交付申請書」を送付
- ・ホームページから「タクシー乗車券交付申請書」をダウンロード

必要事項を記入し、郵送又は窓口にて申請書及び添付書類を提出後、後日、市からタクシー乗車券を送付します。

● 利用方法

一般社団法人大阪タクシー協会の加盟事業者のタクシーに乗車

タクシー乗車券を乗務員に提出（1度に複数枚を使用できます。）

● タクシー乗車券利用時の注意点について【必ずご覧ください。】

- ・タクシー乗車券は、「一般社団法人大阪タクシー協会」に加盟した事業者のタクシーのみ使用可能です。別紙に記載されている事業者のタクシーは使用できませんので、必ず事前に御確認ください。
- ・タクシー乗車券は、原則として、保護者と多胎児（1人以上）が一緒に外出する際に使用できることとしますが、目的によっては保護者のみの利用も可とします。（QA3参照）
- ・1回の利用で複数枚を使用できますが、お釣りはありません。
- ・タクシー乗車券の再発行や第三者への譲渡はできません。